

江戸川区立下小岩小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童と一定関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となって児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、いつ、どこでも起こりうるという認識の下、本校では日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめがあることが確認された場合には、速やかに解決するために、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な考え方を次のように定める。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめを生まない、許されない学校づくり

①学校が一丸となって取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また特定の教職員による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織体制を整える。

②いじめに関する子供の理解を深める

学校の全教育活動を通じて、いじめについて深く考え理解するための取組を充実させる。その中で、子供が「いじめは絶対許されない」ことを自覚するように促していく。

(2) 子供をいじめから守り通し、子供のいじめの解決に向けた行動を促す

①いじめられた子供を守る

いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるように、いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供を組織的に守る。

②周囲の子供を支える

「言ったら自分がいじめられる」等の不安を抱えている子供がいることを受け止め、勇気をもって教職員等に伝えた子供を守り通す。また、周囲の子供の発言を促すため、児童会等による主体的な取組を支援する。

(3) 保護者・地域・関係機関等と連携して取組む

①社会総がかりで取組む

学校が、いじめ問題を迅速かつ的確に解決するため、保護者や地域、関係機関等と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取組む。

保護者は、その保護する子供がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導等に努めるとともに、子供をいじめから保護する。またいじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談する等の学校によるいじめ防止等の取組に協力するように啓発する。

2 いじめに対する方策・対応

いじめ問題を解決するためには、特定の教職員の力に頼るのではなく、学校全体でいじめ問題に対応していく必要がある。そのために次のような方策や対応を行う。

A 学校いじめ対策委員会の設置

B 未然防止のための方策

- ① いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるための教職員研修
- ② いじめ防止を視野に入れた年間計画の作成ならびに指導
- ③ 保護者・地域・関係機関等との連携調整

C 早期発見のための方策

- ① 調査の実施
- ② 被害の子供、周囲の子供からの情報受信
- ③ 学校いじめ対策委員会によるいじめの発見
- ④ 保護者・地域・関係機関等との連携

D 早期対応

- ① 学校いじめ対策委員会を中心とした緊急いじめ対策会議の開催ならびに、学校サポートチームの編成
- ② 被害の子供、加害の子供・周囲への子供への取組
- ③ 教育委員会・保護者・地域・関係機関等との連携

E 重大事態への対応

- ① 被害の子供の保護・ケア
- ② 加害の子供への働きかけ
- ③ 教育委員会・保護者・地域・関係機関等との連携
- ④ いじめ防止対策推進法に基づく対応

3 いじめに対する具体的な体制

A いじめ防止対策委員会の設置

いじめ対策委員会

【メンバー】

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、担任

【活動内容】

- いじめ未然防止から事態解決後のケアまでの対応マニュアル作成
- 運営年間指導計画及び活動事例の作成
- 保護者、地域、関係機関等との連絡調整
- 関係した子供の指導と支援計画の作成
- 重大事態発生時の区及び区教育委員会の調査協力
- 実態調査（アンケート調査）
- 校内研修等の企画
- 保護者、地域への啓発活動

各学年・学級

- 校長方針
 - 自ら考える子【知】
自分の考えを深め活用する力 自分の考えを伝える力 人の考えを知る力
 - 心豊かな子【徳】
自己への肯定感と他者への信頼感 他者と協力・協調しようとする態度
コミュニケーションを大切にする態度
 - たくましい子【体】
何事にも自ら挑戦前向きな生活態度やリズム
体力や運動能力の向上に取り組もうとする態度
- 安心、安全の教室環境づくり、学級経営の実施
- 計画的な指導の実施
- いじめの実態把握、早期発見

B 未然防止のための方策

いじめの未然防止のためには、日頃から自他の人権を守る生活指導が大切である。また誰もが分かる授業の実施が大切である。また児童の資質・能力の向上と共に、心のふるさと「小岩」を心に深く刻み、誇り思う学校づくりをめざす。そこで、未然防止のために下記の事項を実施する。

①いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるための教職員研修

- ・ 学校経営方針の共通理解
- ・ 「いじめ防止教育プログラム」によるいじめ防止研修の実施
- ・ 年間3回のいじめ防止教員研修の実施

②いじめ防止を視野に入れた年間計画の作成並びに指導

- ・ 日常の分かりやすい授業の実施
- ・ 日常の安全安心の学級経営
- ・ いじめ防止のための「学習プログラム」の実施
- ・ 「人権教育プログラム」の実施
- ・ 道徳の時間ならびに各教科領域による道徳教育の充実
- ・ 年間3時間のいじめ防止のための授業の実施
- ・ 代表委員会等による、いじめ防止キャンペーンの実施

③保護者・地域・関係機関等との連携調整

- ・ 学校いじめ防止のための基本方針の提示
- ・ 学校評議委員会による意見交換ならびに基本方針の改定
- ・ スクールカウンセラーとの連携
- ・ 区教育委員会ならびに東京都教育委員会との連携

C 早期発見のための方策

いじめの早期発見のためには、日頃からの教師と子供との信頼関係の確立が最も重要となる。また多くの情報を得るという観点で、教師と各家庭との信頼関係も重要となる。そこで、いじめ早期発見のために下記の事項を実施する。

①調査の実施

- ・「ふれあい月間アンケート」の実施、分析、活用
- ・全教職員による校内巡視を通じた子供の観察
- ・生活指導夕会の活用

②被害の子供、周囲の子供からの情報受信

- ・スクールカウンセラーによる5年生に対する全員面接
- ・個人面談の実施

③学校いじめ対策委員会によるいじめの発見

- ・子供の行動の記録、ファイリング
- ・ファイリングされた情報の共有
- ・「いじめ発見チェックシート」の活用

④保護者・地域・関係機関等との連携

- ・学校便りや保護者会の積極的な活用
- ・保護者相談の実施
- ・スクールカウンセラーの保護者への紹介
- ・すくすくスクールとの連携
- ・江戸川区児童相談所等との連携

D 早期対応

いじめを発見した際には、被害の子供の保護とともに、いじめを伝えた子供の安全確保を行う。そこで、早期対応として下記の事項を実施する。

①学校いじめ対策委員会を中心とした緊急いじめ対策会議の開催

- ・状況の把握、共通理解、解決のための方針の検討
- ・学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
- ・緊急いじめ対策会議の開催

緊急いじめ対策会議

【メンバー】

いじめの事実を発見した時には、学校いじめ対策委員会が必要な人員を招集し、会議を行う。

【活動内容】

対応方針の策定と役割分担の明確化を図り、支援計画を作成・実施する。

必要に応じて、外部関係機関等との連携を図った学校サポートチームを結成し、支援を充実させる。

※対策会議は事例ごとに設置

学校サポートチーム

学校いじめ対策委員会の要請を受けて、学校サポートチームを編成する。

【メンバー】

P T A、学校医、区教育委員会、江戸川区児童相談所 民生児童委員、警察等

④ 被害の子供、加害の子供・周囲への子供への取組

- ・被害の子供の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- ・加害の子供に対する組織的、継続的な観察、指導等
- ・いじめを伝えた子供の安全確保

⑤ 教育委員会・保護者・地域・関係機関等との連携

- ・教育委員会への報告と教育委員会による支援
- ・学校サポートチームを通じた警察、江戸川区児童相談所等との連携、協力
- ・いじめ対策保護者会の開催、地域人材を活用した登下校時の見守り等

E 重大事態への対応

最も重大な事案として認識をし、正しい認識、素早い対応を行う。そこで、重大事態への対応として下記の事項を実施する。

①被害の子供の保護・ケア

- ・被害の子供に対する複数教職員によるマンツーマンでの保護
- ・スクールカウンセラーによるケア
- ・家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

②加害の子供への働きかけ

- ・別室での学習の実施
- ・警察への相談、通報、懲戒や出席停止
- ・加害の子供とその保護者に対するケア

③教育委員会・保護者・地域・関係機関等との連携

- ・教育委員会への報告と連携
- ・児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- ・都教育委員会のいじめ等問題解決支援チームの活用
- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・PTAの活用
- ・民生児童委員との連携

④いじめ防止対策推進法に基づく対応

- ・いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査
- ・いじめ防止対策推進法第30条に基づく再調査